

車輛購入における予定価格の事前公表試行に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、豊橋市が購入する車輛について、入札事務の適正な執行を確保するとともに、入札における透明性及び競争性の向上並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の事前公表を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表を実施する対象車輛は、50%以上の架装を要する消防車輛及び塵芥収集車等の特殊車輛とする。

(公表する予定価格)

第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額とする。

(公表の方法)

第4条 予定価格の事前公表は、指名通知書又は一般競争入札の公告に掲載する方法により行う。

(閲覧の方法)

第5条 予定価格の閲覧は、原則として、指名通知又は一般競争入札の公告をした日から当該入札を執行する日までの間、契約担当課において行うものとする。

(内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、入札時に入札価格の根拠となる内訳書を提出しなければならない。
2 前項の内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。

(入札の無効)

第7条 契約規則第39条各号に掲げるもののほか、予定価格を超えた入札は無効とする。

(入札回数)

第8条 入札回数は1回とし、再度の入札は行わないものとする。

(予定価格書)

第9条 契約規則第43条第1項ただし書の規定により、予定価格書の封書を入札前に開封することができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行する。